

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年5月6日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第11号

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則（平成18年広島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「風俗案内開始届出書」を「風俗案内業開始届出書」に改め、同条第2項を削る。

第3条中「風俗案内」を「風俗案内業」に改める。

第4条を次のように改める。

（届出書の提出先）

第4条 前2条の届出書は、当該届出書に係る事業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出しなければならない。ただし、同時に2以上の事業所について前条の届出（条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更に限る。）を行う場合には、そのいずれか一の事業所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出することができる。

第10条中「第6条第2項の」を「第10条第2項に規定する」に改め、同条を第14条とする。

第9条中「第6条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第8条の次に次の4条を加える。

（生年月日の確認方法）

第9条 条例第5条第1項に規定する公安委員会規則で定める方法は、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者から運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の生年月日を証する書類の提示を受けて、その者の生年月日を確認する方法とする。

（生年月日の確認の記録）

第10条 風俗案内業を行う者（以下「事業者」という。）は、条例第5条第1項の規定による確認をしたときは、条例第6条に規定する従業者名簿に当該確認をした年月日を記載するとともに、当該確認のため提示を受けた前条に規定する書類の写しを当該従業者名簿に添付して保存しなければならない。

（従業者名簿の備付けの方法）

第11条 事業者は、条例第6条に規定する従業者等が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を備えておかななければならない。

（従業者名簿の記載事項）

第12条 条例第6条に規定する公安委員会規則で定める事項は、性別、本籍（日本国籍を有

しない者にあつては、国籍), 採用年月日, 退職年月日及び従事する業務の内容とする。
第8条を削る。

第7条第1号中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に改め, 同条第2号中「第2条第2号」を「第2条第1項第2号」に改め, 同条を第8条とする。

第6条第4号及び第8号中「第2条各号」を「第2条第1項各号」に改め, 同条を第7条とする。

第5条を第6条とし, 第4条の次に次の1条を加える。

(風俗案内業開始届出書等の添付書類)

第5条 条例第3条第3項に規定する公安委員会規則で定める書類は, 次の各号に掲げる届出書の区分に従い, それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 風俗案内業開始届出書 次に掲げる書類

ア 別記様式第4号の風俗案内業の方法を記載した書類

イ 事業所の使用について権原を有することを疎明する書類

ウ 事業所の平面図及び事業所の周囲の略図

エ 事業を営もうとする者が個人であるときは, 住民票(本籍が記載されているものに限るものとし, 日本国籍を有しない者にあつては, 外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項の外国人登録証明書。以下同じ。)の写し

オ 事業を営もうとする者が法人であるときは, 定款, 登記事項証明書及び役員に係る住民票の写し

カ 条例第3条第1項第4号の事業所における業務の実施を統括管理する者に係る住民票の写し

(2) 変更届出書 第1号に掲げる書類のうち, 当該変更に係るもの別記様式第1号を次のように改める。

(別記)

様式第1号 (第2条関係)

その1	※受理 年月日		※受理 番号	
風俗案内業開始届出書				
広島県歡樂的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。				
年 月 日				
広島県公安委員会 様			届出者の氏名又は名称及び住所	
㊟				
氏名又は名称 (ふりがな)		-----		
住所又は主たる事務所の所在地		〒 - () -		
生 年 月 日		年 月 日生		
その法人に あつては、 代表者	氏名 (ふりがな)	-----		
	住 所	〒 - () -		
	生 年 月 日	年 月 日生		
事業所の名称 (ふりがな)		-----		
事業所の所在地		〒 - () -		

その2					
事業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の事業所の位置	事業所の積床面積		m ²	
	風俗案内に使用する設備	種類	概要		数量
	音響設備				
防音設備					
その他の設備					
統括管理する者を	氏名	(ふりがな)			
	住所	〒 - () -			
	生年月日	年 月 日生			
事業を開始しようとする年月日		年 月 日			
※ 管轄警察署		警察署	受理者	㊟	

- 注 1 ※印欄には、記載しないこと。
 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 3 「建物の構造」欄には、木造家屋にあっては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあっては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
 4 「建物内の事業所の位置」欄には、事業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
 5 「風俗案内に使用する設備」欄には、風俗案内に使用する設備(パーソナルコンピュータ等)について記載すること。
 6 「音響設備」欄には、音響設備の種類、仕様、台数、設置位置等を記載すること。
 7 「防音設備」欄には、防音設備の種類、仕様等を記載すること。
 8 「その他の設備」欄には、風俗案内に使用する設備以外の設備(テレビ、テーブル等)について記載すること。
 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第 2 号及び別記様式第 3 号中「住
る事務所の所在地」に改める。

別記様式第 4 号を次のように改める。

所」を「住所又は主た

様式第4号（第5条関係）

風 俗 案 内 業 の 方 法	
氏 名 又 は 名 称 ㊟	
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
業 務 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
	<input type="checkbox"/> 定休日あり（ ） <input type="checkbox"/> 定休日なし
風 俗 案 内 の 対 象	<input type="checkbox"/> 接待飲食店に関する情報提供 <input type="checkbox"/> 店舗型性風俗特殊営業に関する情報提供 <input type="checkbox"/> 無店舗型性風俗特殊営業に関する情報提供 <input type="checkbox"/> その他の飲食店等に関する情報提供
風 俗 案 内 の 方 法	<input type="checkbox"/> パーソナルコンピュータ（インターネット接続あり）を使用 <input type="checkbox"/> パーソナルコンピュータ（インターネット接続なし）を使用 <input type="checkbox"/> 各営業に関する情報を記載した印刷物を使用 <input type="checkbox"/> 各営業に関する情報を記載したパネルを使用 <input type="checkbox"/> 各営業に関する情報を記載したビラ等を編冊したファイルを使用 <input type="checkbox"/> その他の物品を使用 物品名及び情報提供の方法（ ） <input type="checkbox"/> 物品使用なし
18歳未満の者を 従業者として使用 す る こ と	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
	「する」の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）

注1 該当する事項の口内にレ印を記入すること。

2 「業務時間」欄の「定休日あり」の口内にレ印を記入した場合には、括弧内に具体的な曜日又は日を記載すること。

3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第5号中「(第9条関係)」を「(第13条関係)」に改める。

別記様式第6号中「(第10条関係)」を「(第14条関係)」に、「第6条」を「第10条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この公安委員会規則は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この公安委員会規則による改正前の歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則別記様式第6号による様式により作成された身分証明書は、この公安委員会規則による改正後の歓乐的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例施行規則別記様式第6号による様式により作成されたものとみなす。